

# 日本計算機統計学会賞規定

## (この規定に定める事項)

第1条 この規定は、日本計算機統計学会の賞についての必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 日本計算機統計学会の賞は、本学会の主旨の推進、水準の向上に貢献したものに授与するものとし、次のものからなる。

- 1 日本計算機統計学会賞 (Outstanding Research Award)
- 2 貢献賞 (Outstanding Services Award)
- 3 優秀賞 (Distinguished Achievement Award)
- 4 論文賞 (Distinguished Article Award)
- 5 ソフトウェア賞 (Outstanding Software Award)
- 6 奨励賞 (Incentive Award)
- 7 学生研究発表賞 (Student Presentation Award)

## (主管)

第3条 日本計算機統計学会賞の主管は、日本計算機統計学会・事務局とする。

## (表彰内容)

第4条 日本計算機統計学会賞は、次の各号に該当するものから選考し、授与する。

- 1 計算機統計学の研究及び普及に著しく貢献したもの
  - 2 日本計算機統計学会の会員
- (2) 貢献賞は、次の各号のひとつに該当するものから選考し、原則として毎年若干名（または、グループ）に授与する。
- 1 日本計算機統計学会の水準向上に著しく貢献したもの、または、計算機統計学の指導、人材育成、普及に著しく貢献したもの
- (3) 優秀賞は次の各号に該当するものから選考し、授与する。
- 1 計算機統計学の水準向上に貢献した論文または書籍の中から、優秀と認められるもの
  - 2 日本計算機統計学会の会員または賛助会員
- (4) 論文賞は次の各号に該当するものから選考し、原則として毎年若干名（または、グループ）に授与する。
- 1 日本計算機統計学会の会誌（「計算機統計学」または統計関連学会連合の「Japanese Journal of Statistics and Data Science」）に発表された論文の中から、特に優秀と認められるもの
  - 2 日本計算機統計学会の会員または賛助会員
- (5) ソフトウェア賞は次の各号に該当するものから選考し、原則として毎年若干名（または、グループ）に授与する。また、ソフトウェア賞を学術部門と開発部門の2部門にわけるとする。
- 1 日本計算機統計学会の会誌または大会、シンポジウムにおいて発表されたものの中から、優秀と認められるもの
  - 2 日本計算機統計学会の会員または賛助会員

(6) 奨励賞は次の各号に該当するものから選考し、原則として毎年若干名（または、グループ）に授与する。

1 原則として年齢が 30 歳以下である若手の研究者が日本計算機統計学会の会誌に発表した論文の中から、優秀と認められるもの

2 日本計算機統計学会の会員または賛助会員

(7) 学生研究発表賞は次に該当するものから選考し、原則として、日本計算機統計学会が行う大会・シンポジウムなどの学術的会合ごとに若干名に授与する。

1 日本計算機統計学会が行う大会・シンポジウムなどの学術的会合で、優秀な発表を行った日本計算機統計学会の学生会員または学生の身分を有する正会員

#### **(推薦, 審査, 表彰, 副賞)**

第 5 条 日本計算機統計学会賞、貢献賞、優秀賞、論文賞、ソフトウェア賞、奨励賞の推薦、審査、表彰、副賞は、次のようにする。

1 賞に該当するものの推薦は、審査委員会が定めた期日までに、事務局の所定の様式により申請するものとする。ただし、推薦は会員の自薦または他薦とする。

2 申請のあったものの中より、審査委員会で評議し、審査結果を日本計算機統計学会の会長に報告し決定する。

3 会長が総会において表彰する。

4 各賞の受賞者には表彰状と副賞を与える。

(2) 学生研究発表賞の推薦、審査、表彰、副賞は、日本計算機統計学会が行う大会・シンポジウムなどの学術的会合ごとに、日本計算機統計学会賞審査委員会でその方法を決める。

#### **(運営)**

第 6 条 賞に関する運営の細目については、学会賞審査委員会が別に定める。

#### **付則**

1 実施期日 昭和 63 年 5 月 19 日

2 この規定の改正は、評議員会で行う。

3 本規定は平成 4 年 10 月 16 日一部改訂した。

4 本規定は平成 8 年 5 月 15 日一部改訂した。

5 本規定は平成 10 年 5 月 13 日一部改訂した。

6 本規定は平成 11 年 5 月 19 日一部改訂した。

7 本規定は平成 17 年 10 月 19 日一部改訂した。

8 本規定は平成 18 年 11 月 15 日一部改訂した。

9 本規定は平成 24 年 10 月 31 日一部改訂した。

10 本規定は平成 26 年 5 月 16 日一部改訂した。

11 本規定は平成 29 年 5 月 10 日一部改訂した。

12 本規定は平成 30 年 5 月 25 日一部改訂した。

13 本規定は令和元年 5 月 31 日一部改訂した。